

印西市立小学校及び中学校の通学区域に関する規則（抜粋）

（趣旨）

第1条 この規則は、学校教育法施行令（昭和28年政令第340号。以下「政令」という。）第5条第2項の規定を実施するため、印西市立小学校及び中学校の通学区域に関し、必要な事項を定めるものとする。

（通学区域）

第2条 印西市立小学校及び中学校の通学区域は、別表のとおりとする。

（申立て）

第3条 政令第8条の規定により申立てをする保護者は、学区外就学願（別記様式）を印西市教育委員会（以下「教育委員会」という。）に提出しなければならない。

2 教育委員会は、前項の申立てを調査し、その理由が正当であると認めるときは、印西市立小学校又は中学校の指定を変更することができる。

別表（第2条）

中学校	小学校	通学区域
（中略）		
印西市立本埜中学校	印西市立本埜第一小学校	戸崎、辺田前、荒野、角田、竜腹寺、滝、物木、みどり台、笠神の一部及び1区の一部
	印西市立本埜第二小学校	笠神の一部、1区の一部、2区、3区、和、4区、5区、6区及び7区
印西市立滝野中学校	印西市立滝野小学校	印西市滝野一丁目、滝野二丁目、滝野三丁目、滝野四丁目、滝野五丁目、滝野六丁目、滝野七丁目及び牧の原六丁目の全部の区域並びに草深の一部の区域
印西市立滝野中学校	印西市立牧の原小学校	印西市牧の原一丁目、牧の原二丁目、牧の原三丁目、牧の原四丁目、牧の原五丁目、牧の台一丁目、牧の台二丁目及び牧の台三丁目の全部の区域並びに草深の一部の区域

以下（略）

【本埜第一小学校】

戸崎、辺田前、荒野、角田、竜腹寺、滝、物木、みどり台、笠神の一部及び1区の一部

【本埜第二小学校】

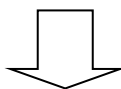
笠神の一部、1区の一部、2区、3区、和、4区、5区、6区及び7区

本埜中学校の通学区域内は、自治会名と大字が混在し、通学区域が市村合併時より引継がれている。

他の学校の通学区域は、大字表記としているため、通学区域を変更する際に大字表記としていきたいと考えております。

自治会名等	自治会等を構成している大字
戸崎	中根
辺田前	中根
荒野	荒野
角田	角田
竜腹寺	竜腹寺、惣深新田飛地
滝	滝
物木	物木
みどり台	みどり台一丁目、みどり台二丁目、みどり台三丁目
<u>笠神</u>	笠神
<u>1区</u>	萩埜、桜野、行徳、下曾根、中
2区	和泉屋、押付、川向、佐野屋、甚兵衛、立埜原
3区	笠神、下井、中田切、松木
和	下井、長門屋
4区	酒直ト杭
5区	安食ト杭
6区	将監
7区	本埜小林

※下線は、各小学校の通学区域の一部となっている自治会名



統合後の通学区域

印西市中根、荒野、角田、竜腹寺、惣深新田飛地、滝、物木、笠神、行徳、川向、下曾根、中、萩埜、桜野、押付、佐野屋、和泉屋、甚兵衛、松木、立埜原、中田切、下井、長門屋、酒直ト杭、安食ト杭、将監、本埜小林、みどり台一丁目、みどり台二丁目、みどり台三丁目の全部の区域